

判例研究

訴訟告知（旧民訴法七〇条）の効力の客観的範囲

安達栄司

平成一四年一月二二日第三小法廷判決（裁判所時報一三〇八号二頁、判例時報一七七六号六七頁、判例タイムズ一〇八五号一九四頁、金融法務事情一六四五号四九頁）

○判決要旨

参加的効力の及ぶ判決の理由中の判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいう。

【事案の概要】

Yは、カラオケボックス（以下「本件店舗」という。）建築のため、Aとの間で店舗新築工事請負契約を締結した。Xは、Aに対し、本件商品を含む家具等の商品を販売したとして、その残代金の支払を求める訴えを提起した。前訴において、Aは、Xが本件店舗に納入した本件商品を含む商品について、施主であるYがXから買い受けたものであると主張したことから、Xは、Yに対し訴訟告知をした。しかし、Yは、前訴に補助参加しなかった。前訴

につき、本件商品に係る代金請求部分について、Xの請求を棄却する旨の判決が言い渡され確定したが、その理由中に、本件商品はYが買い受けたことが認められる旨の記載がある。

本件訴訟において、Xは、Yに対し、家具等の商品(以下「本件商品」という。)の売買代金の支払を求めた。

原審は、旧民訴法七八条、七〇条所定の訴訟告知による判決の効力が被告人であるYに及ぶことになり、Yは、本訴において、Xに対し、前訴の判決の理由中の判断と異なり、本件商品を買っていないと主張することは許されないとして、Xの請求を認容した。これに対して、Xが上告した。

【判旨】

(破棄差戻し)

「三 (一) 旧民訴法七八条、七〇条の規定により裁判が訴訟告知を受けたが参加しなかった者に対しても効力を有するのは、訴訟告知を受けた者が同法六四条にいう訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する場合に限られるところ、ここにいう法律上の利害関係を有する場合は、当該訴訟の判決が参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいうものと解される(最高裁平成一二年(許)第一七号同一三年一月三〇日第一小法廷決定・民集五五卷一号三〇頁参照)。

また、旧民訴法七〇条所定の効力は、判決の正文に含まれた訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶものであるが(最高裁昭和四五年(オ)第一六六号同年一〇月二二日第一小法廷判決・民集二四卷一一号一五八三頁参照)、この判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断とは、判決の正文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいうものであって、これに当たらない事実又は論点につい

て示された認定や法律判断を含むものではないと解される。ただし、ここでいう判決の理由とは、判決の主文に掲げる結論を導き出した判断過程を明らかにする部分をいい、これは主要事実に係る認定と法律判断などをもって必要にして十分なものと解されるからである。そして、その他、旧民法七〇条所定の効力が、判決の結論に影響のない傍論において示された事実の認定や法律判断に及ぶものと解すべき理由はない。

(二) これを本件についてみるに、前訴におけるXのAに対する本件商品売買代金請求訴訟の結果によつて、YのXに対する本件商品の売買代金支払義務の有無が決められる関係にあるものではなく、前訴の判決はYの法的地位又は法的利益に影響を及ぼすものではないから、Yは、前訴の訴訟の結果につき法律上の利害関係を有していたとはいえない。したがつて、Yが前訴の訴訟告知を受けたからといってYに前訴の判決の効力が及ぶものではない。しかも、前訴の判決理由中、Aが本件商品を買受けたものとは認められない旨の記載は主要事実に係る認定に当たるが、Yが本件商品を買受けたことが認められる旨の記載は、前訴判決の正文を導き出すために必要な判断ではない傍論において示された事実の認定にすぎないものであるから、同記載をもつて、本訴において、Yは、Xに対し、本件商品の買主がYではないと主張することが許されないと解すべき理由もない。

四 以上によれば、前訴の判決の理由中に本件商品はYがXから買受けたことが認められる旨の記載があるからといって、前訴の判決の効力がYに及び、Yが本件商品の買主であるとして売買代金の支払を認めるべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

【参照条文】

旧民事訴訟法七八条・七〇条（現行民事訴訟法五三条・四六条）

【研究】

一 本判決の意義

訴訟係属中に当事者（告知者）からその訴訟に参加できる第三者に対して訴訟告知が行われるならば、その第三者（被告告知者）には、参加の有無に関わらず参加的効力が及ぶ（現行民訴五三条一項・四項、四六条）。本判決は、本件事案について訴訟告知の効力が生じるための要件としての補助参加の利益の存在を否定し、さらに訴訟告知の効力、すなわち参加的効力が生ずる客観的範囲にも言及して、前訴における訴訟告知の効力が被告告知者に及ぶことを否定した。本判決は、補助参加の利益および参加的効力の客観的範囲に関する従来の判例の基準をより明確に具体化していること、並びに被告告知者が不参加の場合の訴訟告知の効力の範囲に関して最高裁としてはじめての判断を示していることで、重要な意義を有する。

二 従来の判例との関係

(1) 訴訟告知の効力発生要件（補助参加の利益）

本判決は、まず本件の被告告知者Yが前訴の結果について法律上の利害関係（補助参加の利益）を有しないことを理由にして、前訴における訴訟告知の効力（参加的効力）がYに及ぶことを否定した。ここで補助参加の利益の基準として、本判決は、株主代表訴訟における会社の被告・取締役側への補助参加を肯定した最決平成一三・一・三〇民集五五卷一号三〇頁を引用する。この代表訴訟の事案では、訴訟物である会社の取締役に対する損害賠償請求権が参加人・会社の法的地位または法的利害関係にとって先決的關係になっていると見ることができるとしている。

それに対して、本件のように契約の当事者がAかYかが不明であるという事案ではXのAに対する請求権とYに対する請求権は、具体的な商品についての一個の売買契約の締結という事情を考慮するならば事実上並存し得ない

というだけで（事実上の択一関係）、法律上の並存し得ない関係（法律上の択一（先決）関係。たとえば、民法一七条一項の本人に対する履行請求と無権代理人に対する責任追及、民法七一七条一項の工作物責任における占有者と所有者の責任追及の場合）にあるわけではない（事実上の択一関係と法律上の択一関係の区別については、民訴法四一条の同時審判申出共同訴訟の適用範囲の議論が参考になる。秋山幹男ほか・コンメンタール民訴法I（二〇〇二）三九八頁参照）。

原審判決はこのような事実上の択一関係の場合についても、「本件商品の買主はAであればYではないと言う二者択一の関係になるので、別訴判決における右の点に関する認定・判断は、本訴の判断の論理的な前提になっていること、別訴判決において本件商品の買主がYではなくAであると認定されれば、YとXとの利害は一致すること、また、YがXによる訴訟告知を受けた時点において本件商品の買主はYではなくAであるとの主張・立証をすることができたことが認められる」という理由を述べて、参加的効力の発生を肯定した。しかし、本判決は、この原判決を破棄して、本件のような事実上の択一関係にある被告知人には補助参加の利益が認められず、よって参加的効力は発生しないことを明確にした。

(2) 訴訟告知の効力の客観的範囲

本判決は、本件事案では訴訟告知の前提要件を欠くことのみを理由にして、Yに対する参加的効力の不発生を導くことができた。しかし、原審が「別訴判決の効力は、その訴訟告知人であるXと被告知人であるYとの間において、その理由中ではなされた判断である本件商品の注文者（買主）がYであるとの判断にも及ぶものというべきである。したがって、Yは、別訴判決の参加的効力が被告知人であるYにも及ぶことにより、本訴において、Xに対し、別訴判決の理由中の判断と異なり、本件商品の買い手がYではないと主張することは許されないものと解すべきで

ある。」と述べていた。本判決は、参加的効力の客観的範囲に関する原審の判断が誤っていると考えるので、判決要旨として特にこの点について最高裁としての見解を示した。

参加的効力の範囲に関する判例である最判昭和四五年民集二四卷一―号一五八三頁は、前訴で補助参加があった事案について、旧民法七〇条が規定する裁判の効力については既判力とは異なる参加的効力であると性質決定し、その効力の客観的範囲については「判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でなされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶものと解するのが相当である」とした。しかし、判決理由中の事実認定および先決的権利関係とはどこまでの事実を含むのかは、必ずしも明らかでなかった。その後二つの裁判例がある。

仙台高判昭和五五・一・二八高民集三三卷一―号一頁では、被告知者の代理権の有無が争点になった前訴において、無権代理が認定されたが最終的には表見代理が認められて共有持分権確認請求が棄却された場合、その後に、被告知者を被告とする損害賠償請求訴訟が提起されたとき、被告・被告知者は参加的効力によつて無権代理という前訴判決の判断に反する主張は許されないとされた。

それに対して、東京高判昭和六〇・六・二五判タ五六六号一五二頁では、交通事故に基づく損害賠償請求訴訟において交通事故と医療過誤の競合が争点になり、被告が病院側に訴訟告知をした事案において、医療過誤の存在を認めた前訴判決が確定している場合、その後に、被告知者を被告とする共同不法行為の求償金支払請求訴訟が提起されたとき、前訴判決理由中の医療過誤についての判断は傍論的部分の判示であるから、告知者（原告）と被告知者（被告）との間には参加的効力は生じないとされた。

本判決は、訴訟告知が行われた前訴判決の傍論（小山・後掲四三二頁によれば、傍論と呼ぶことはミスリーディングであり、前訴判決の証拠判断という趣旨であると理解するべき）については参加的効力が生じないことを強調

しているのであるから、後者の裁判例を最高裁の判例として支持したとみなすことができる。なお、本判決のこの部分の判示は、本判決の傍論にあたるが、それは前述の最判昭和四五・一〇・二二民集二四卷一〇一五八三頁で示された判例の見解をより明確化するものであり、本判決の「判決要旨」として掲げられているように判例上の意義は大きいと考えられる（坂原・後掲一二六頁参照）。

三 従来の学説との関係

(1) 訴訟告知の効力発生要件（補助参加の利益）

通説は、訴訟物に関する判決主文の判断が補助参加申出人の法的地位に影響する場合に補助参加の利益を認める（訴訟物限定説）。有力説は、主文の判断のみならず判決理由中の判断によって補助参加申出人の地位が影響を受ける場合にも補助参加の利益を認める（訴訟物非限定説）。補助参加の利益の基準について本判決が依拠した前述の最決平成一三年について、訴訟物限定説によるものか、訴訟物非限定説によるものか、すでに学説上争いがあり、本判決についても同様である（坂原・後掲一二七頁、一三〇頁参照）。

近時の学説、とくに補助参加の利益の基準を緩和する有力説においてより顕著なのは、本判決とは異なり、補助参加の利益と参加の効力の発生を区別して論じることである。すなわち、訴訟告知の効力として参加の効力が発生するためには、補助参加の利益の存在のほかに、告知者が敗訴した場合にこれを原因として求償・損害賠償関係が成立すること（徳田和幸「補助参加と訴訟告知」新実務民訴③（一九八二）一三三頁など多数説である。学説の詳細は、高橋宏志・重点講義民事訴訟法（下）（二〇〇四）三四七頁）、または被告知人に告知者の訴訟上の主張についての当事者性が認められること（間瀬・後掲一二四頁）が要求される。

補助参加の利益を拡大的に理解することで一致しているこれらの有力説によるならば、本判決がYの補助参加の

利益を否定したことは疑問とされるであろうが、他方で、Aに対する請求権とYに対する請求権との間には事実上の択一関係しか存在せず、むしろ利益状況が対立しているような本件事案については、参加的効力の発生を正当化できるだけの実体法的関係が存在しないことを理由にして、参加的効力を否定するという本判決の結論は支持されることが多いだろう（後述四の検討参照）。

それに対して、補助参加の効力と訴訟告知の効力を同一のものとみなし、しかも補助参加の利益は実体法上の択一・先決関係がある場合にのみ認められると考える限定説（中村英郎編・民事訴訟法演習（一九九四）一四九頁（松村和徳））によれば、本判決の結論は全面的に支持される（松村・後掲文献参照）。

(2) 訴訟告知の効力の客観的範囲

この問題について、通説によれば、本判決と同様に、前訴における主要事実の判断の存否についてのみ参加的効力が生じる（注釈民訴②二九七頁（上原）、一六六頁（本間））。そのことによつて、被告知者が参加的効力の範囲を予測して、参加による攻防を尽くすことができるからである（坂原・後掲一二五頁参照）。

それに対して、前訴で明らかになった具体的事実群（重要な間接事実）にまで参加的効力が及び得るとする見解がある（井上治典・多数当事者の訴訟（一九九二）一五〇頁）。もっともそのためには、被告知者が現実に参加して十分に攻撃防御を行い、あるいは行うべきであるという前提が満たされる必要がある。

四 検討

本判決について後掲のようにすでに多数の評釈が公表されているので、ここではそれらを概観することで検討に代えたい。

松村教授は、本件事案についてAに対する請求とYに対する請求との間に先決または択一関係があるかどうか疑

間であり、Yには前訴での補助参加の利益が否定される。しかも、前述のように松村説は、補助参加の利益の存否が参加的効力の発生に直結すると考えているので、この点でも本判決の結論を全面的に支持される。小山教授も同様である。

その他の判例評釈（川嶋、中島、坂原、上野、間淵、松本の各教授の後掲文献）は、補助参加の利益の有無と参加的効力の発生を直結する本判決の立場には疑問を提示することで一致する。いずれの見解も、補助参加の利益について訴訟物非限定説を採用し、または本判決が依拠する最決平成一三年の基準をそのように理解するので、本件についても補助参加の利益が肯定されると考えている。

そのなかで、中島、坂原、間淵の各教授は、本件事案においてはAとYとの間に参加的効力を正当化するだけの実体法上の関係が存在しないという理由から、参加的効力がYに及ばないという本判決の結論を支持する。

上野教授は、Aが買主であるとされれば、YはXからの訴えの提起を免れるという意味において、X・Y間には協力期待関係を認めることができるので、本判決に反対して、本件においても参加的効力が生じると考えている。ただし、参加的効力の客観的範囲については、判決の論理的前提とならない理由中の判断（傍論）には正当性の担保はないという理由で本判決を支持される。その結果、本件では「買主はAではなかった」という判断にのみ参加的効力が生じる。

松本教授は、本件事案では「法律上」の択一的法律関係が問題になっていると見て、補助参加の利益のみならず参加的効力の発生も肯定することは上野教授と同様である。しかし、本判決および上野教授とは異なり、参加的効力の客観的範囲は、前訴の主要事実に関する判断に限定されず、一般論として「前訴判決を担う法律上、事実上の判断」、とくに先決的法律関係についての判断であれば主要事実に限らず間接事実であっても参加的効力が生じると考えている。ただし、本件については「Aが契約当事者ではないこと」がそのような事実にあたるため、

結論において上野教授と異なる。

川嶋教授のみが、関係当事者の公平の見地から、前訴の攻防過程において実質的に争われ判断された事実なら間接事実でも拘束力を生じさせる余地を認める。

五 実務への影響

本判決は、旧民訴法に関する判例であるが、現行民訴法においても妥当するものである。そして、本判決の判例上の第一の意義は民訴法四六条の参加の効力の客観的範囲をより明確にしたことにある。

しかし実務上の影響という点では、補助参加の利益について訴訟物非限定説を採用したとも評価されている最決平成一三年に依拠する場合であっても、本件のような事実上の択一関係にあるような事案については補助参加の利益が否定され、参加的効力が生じないと判断されたことの判例上の意味のほうが大きいに思われる。本判決によって、学説上有力に展開されていた補助参加の利益の基準の緩和傾向が抑止されるという間接的効果が予想される(松村・後掲四二八頁注三三参照)。

本判決に従うならば、今後、本件のような事実上の択一関係が問題になる場合(本件事案のほか、契約相手が会社かその代表者個人かが不明の場合、不法行為の原因者が特定できない場合、また逆に同一事故に基づく複数被害者の請求の場合等が考えられる)に訴訟告知を活用して、双方の請求についての時効中断効を確保し、さらに事件の統一的解決(両負けの回避)を図ることは困難になった。原告は時効中断効を生じさせるために別訴または共同訴訟として両請求を同時に訴求しなければならない。共同訴訟の場合には、同時審判申出訴訟(民訴四一条)の要件を欠くので(反対、坂原・後掲一三三頁)、本件のような事実上の択一関係が問題になる事案において裁判の統一性を確保する、または原告の両負けの危険性を回避するためには、裁判所による訴訟指揮および判決の事実上の

影響力に頼らざるを得ない。

○本判決には、次の判例評釈がある。本稿もこれらの研究に多くを負っている。

川嶋四郎・法セミ五七二号一〇頁

中島弘雅・ジュリ重要判例解説平成二三年度版二二九頁

坂原正夫・法研七五卷一〇号一二〇頁

小山 昇・北研三八卷二号四二五頁

松本博之・民商一二七卷一号一三二頁

松村和徳・早法七八卷二号四一九頁

間瀬清史・リマークス二〇〇三（上）一二二頁

上野泰男・判時一八一五号一八二頁（判例評論五三三号二二頁）

〔後記〕 本判例研究は、平成一五年九月六日に開催された取引法判例研究会（商事法務）において報告されたものである。研究会に出席され、ご意見をくださった先生方に感謝申し上げます。研究会では、本判決の結論とは逆に、参加的効力を認める見解（とくに川嶋説）に対して、実務からの好意的な発言があった。さらに、本件では単純な択一関係ではなく、請負人と施主との関係が問題になっているのであるから、何らかの法的関係は肯定できたのではないかという見方も示された。他方で、濫用的な訴訟告知（中本敏嗣「訴訟告知の諸問題」民事判例実務研究（一九八九）四〇八頁、四〇九頁の「付随型」「その他」の類型を参照）を実際に経験した弁護士からは、自己に不利な方向で心証形成がなされないよう裁判所を牽制するために、被告知人もやむをえず参加せざるを得ないと

いう現実感覚があること、しかし、本判決において補助参加の利益を限定する方向が示されたことは、その限りで朗報に思われるという意見もあった。

なお、本稿は引き続き修正のうえ、NBL誌に掲載すべきところ、私の怠慢から研究会での議論を反映した訂正版を投稿する機会を失ってしまった。結局報告時の原稿を修正・補充することができなかったが、このたび研究会代表の川井健先生並びにNBL編集部の特にお許しを得て、ここに掲載させていただくことにした。関係各位に感謝申し上げる。

(あだち・えいじ 法学教授)